

過にし頃、勝尾寺の開帳に、大和屋甚兵衛誘ひて參詣しけるに、中後よりいまだ十六と見て十
五なるべき美女の、略中 おとし懸のはね髻、すかし形のさし櫛、金銀延分のわがのかうがい、略中 いづれ
に一つ悪き物好なく、ありのまゝなる素面、萬にいふべき所なし、

〔我衣〕元文中三味線ノ根緒ニテ、略中 圖ケマンムスビニシテ、カウガイニサシ、其外ス、バノ類ニテ、
コノ如ク拵ヘカウガイトス、

〔守貞漫稿女十扮〕守貞云、右ニ笄ト云、乃今ノ簪也、其頃ハ簪ト云ズ、總テ笄ト云歟、

〔我衣〕享保末ヨリ、ビイドロ。笄ハヤル、筆ノ輪ノヤウニシテ五色ノ綿ヲ入タリ、後ニハビイドロヲ
捻リテカウガイニサス、

〔人倫訓蒙圖彙〕四角細工。梗槩櫛拵、略中 角象牙をもちゆるたぐひ、これをつくる、寺町通を始め
處々にあり、

〔雍州府志七土産〕象牙。以象牙并水牛角造器物、略中 凡書畫卷末軸多用之、近世婦人櫛篋又用之、

〔我衣〕延享元年、金銀ノ櫛笄カンザシ堅ク御停止、其後象牙、ツノ、ベツカフ、錫等ニテコシラヘサス、
寛延ヨリ御停止ニカマハズサスナリ、

〔我衣〕明曆アタリ迄ハ女ノカウガイ、略中 寛文ノコロヨリ鼈甲ヲサス人モアリ、略中 早正徳ノ比
ハ、下女モ鼈甲ヲサシ、グル／＼結ナリ、

〔甲子夜話四十九〕松平防州ハ、當時浪華ノ尹ナレバ、當地ノ邸ニハ、婦女子ノ残り居ルニ、或夜コノ
盜小僧鼠入リタリト覺シキ、三月ト五月ノ兩度ナリシガ、略中 一婦ノ部屋ニテハ鼈甲ノ笄簪等ヲ

取出テナミヨク雙ベ置キ、銀簪等ハ、折曲ゲテ置キタルノミニテ一物モ取ラズ、略中 下

〔我衣〕明曆アタリ迄ハ、女ノカウガイ、多クハ鯨ノ棒カウガイナリ、略中 貞享天和迄ハ、鶴ノ脛骨ノ
カウガイ。最上タリ、享保比ヨリハ供ヲツレル女ハ不用、老母ナド用タリ、元文ノ比ハ、馬ノ骨ヲ鶴